

# 「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会

## 第2回 総会

日 時：平成 29 年 3 月 17 日（金）14:00～16:30

場 所：県庁 新館 7 F 大会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. オープニング映像

4. 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成28年度 事業報告について

第2号議案 平成29年度 事業計画について

(2) 報告事項

- ・「世界農業遺産」認定申請にあたってのストーリー（案）
- ・今年度調査業務等の報告
  - ・「世界農業遺産」プロジェクト推進事業
  - ・環境こだわり農業の総合的調査
  - ・琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト
  - ・滋賀の農業水利システム等変遷調査

5. 講 演

「能登の里山里海における世界農業遺産を活用した取組と効果」

石川県農林水産部里山振興室 専門員 能登 史和 氏

6. 閉 会

## 平成28年度 事業報告について

## 1. 総会

月日	場所	項目	内容	備考
平成28年 9月15日(木)	県庁 (合庁7C)	第1回 総会 (設立総会)	第1号議案 規約の制定について 第2号議案 役員(幹事)の選任について 第3号議案 平成28年度 事業計画について	
平成29年 3月17日(金)	県庁 (新館7F 大会議室)	第2回 総会	第1号議案 平成28年度 事業報告について 第2号議案 平成29年度 事業計画について  報告事項 1) 申請にあたってのストーリー(案) 2) 平成28年度 調査業務等の報告	

## 2. 幹事会

月日	場所	項目	内容	備考
平成29年 2月28日(火)	県庁 (新館7F 大会議室)	第1回 幹事会	総会付議議案の承認 第1号議案 平成28年度 事業報告について 第2号議案 平成29年度 事業計画について  報告事項 1) 申請にあたってのストーリー(案) 2) 平成28年度 調査業務等の報告	

## 3. 啓発事業

月日	場所	項目	内容	備考
平成28年 9月24日(土)	G-NET しが (大ホール)	第1回 シンポジウム	・世界農業遺産の意義を知る ・滋賀の魅力を確認する ・一般参加者の準備会への勧誘	参加者数 約300名
平成28年 12月19日(月)	和歌山県	視察研修	・認定地の視察研修(バス1台) ・認定後の活性化事例などを収集 (田辺市・みなべ町:和歌山県)	参加者数 40名
平成29年 2月19日(日)	ピアザ淡海 大会議室	第2回 シンポジウム	・世界農業遺産認定に向けての取組 ・ふなずしをテーマに専門家によるリレートーク ・一般参加者の準備会への勧誘	参加者数 約160名
平成29年 3月17日(金)	県庁 (新館7F 大会議室)	講演	・石川県の活用事例などを紹介	総会時に 開催

## 4. その他

- ・メルマガ配信(会員通信)
- ・シンポジウムでのパネル展示
- ・関係団体への講演
- ・SNS(facebook)やホームページなどによる情報発信
- ・啓発資材(ミニのぼり・のぼり旗など)の配布 など

平成29年度 事業計画について

1. 総会

時期	場所	項目	内容	備考
平成30年 3月下旬	未定	総会	議案 1) 平成29年度 事業報告について 2) 協議会設立(準備会からの移行)について	
		協議会設立総会	議案 1) 規約の制定について 2) 役員の選任について 3) 平成30年度 事業計画について 4) 申請書について 5) 活用・保全計画について	

2. 幹事会

時期	場所	項目	内容	備考
平成29年 10月	県庁	第1回 幹事会	議案 協議会設立について 報告事項 1) 申請案の検討状況報告 2) 活動状況報告	
平成30年 2月	県庁	第2回 幹事会	議案 協議会設立総会について 1) 規約の制定 2) 役員の選任 3) 平成30年度 事業計画 4) 申請書 5) 活用・保全計画 報告事項 活動状況報告	

3. 啓発事業

時期	場所	項目	内容	備考
上半期	県内	・第1回 シンポジウム	・申請書について状況報告・認知度アップを目指す	
		・出前講座	・「世界農業遺産」認知度アップのための啓発	
		・魅力発信ツアー	・県内農山漁村の魅力PR	
		・トークイベント	・滋賀の農林水産業の魅力をPR	
平成29年 11月～12月	認定地	視察研修	・認定地の視察研修 ・認定後の活性化事例などを収集	バス1台
下半期	県内	・第2回 シンポジウム	・協議会設立と併せて開催・機運の醸成を図る	
		・出前講座	・「世界農業遺産」認知度アップのための啓発	
		・魅力発信ツアー	・県内農山漁村の魅力PR	
		・びわ湖環境ビジネス メッセ出展	・企業向けPR	
		・トークイベント	・滋賀の農林水産業の魅力をPR	

4. 会員団体の関連事業

時期	場所	項目	内容	備考
未定 (東近江市)		①市広報での発信	・イベント情報の掲載や市民への周知	
		②市イベントでのPR	・市イベント時のチラシの配布や周知活動の実施	
H29.10.12 ～10.13 (米原市)	県立文化産業 交流会館	全国水源の里 シンポジウム	・パネル展示、SNSやHPなどの情報発信、のぼり旗の掲示 ・講演(検討中)	

5. その他

- ・メルマガ配信(会員通信)
- ・シンポジウムでのパネル展示
- ・各団体のイベントでの発信
- ・関係団体への講演
- ・SNS(facebook)やホームページなどによる情報発信
- ・啓発資材(ミニのぼり・のぼり旗など)の配布 など

# ～ 琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業を世界へ ～

- ・森林から琵琶湖まで、人・生物・水のつながりに着目しストーリーを構築
- ・先人から受け継いできた農林水産業の営みや知見、自然の持つ多面的価値を再発見
- ・取組のプロセスを大切に、目標に向かって  
遡上する湖魚のように、着実に推進

自信と誇りの創出・  
農村地域の活性化

世界農業遺産の  
活用検討

<平成31年度>  
・世界に向けての魅力発信  
・地域力の向上

<平成30年度>  
・活動の幅広い展開  
・滋賀ブランドのPR

<平成29年度>  
①県民の機運の醸成(認知度UP)  
②多様な主体との連携による体制づくり  
③活動のさらなる拡大と深化

## ◆目指す姿の実現

「人も生きものも にぎわう  
活力ある滋賀の農山漁村」

<平成31年度>

【成果】  
「世界農業遺産」認定

【効果】  
・世界的な滋賀の認知度向上  
・ブランド力の向上  
・自信と誇りの創出  
・世界的モデルとして発信

<平成30年度>

【成果】  
農林水産省の承認

【効果】  
・国内ブランド力向上  
・期待の高まり  
・交流人口の増

<平成29年度>

【成果】認知度向上

【効果】  
・滋賀の農山漁村や県産農産物に対する注目度UP

ホップ

ステップ

ジャンプ

更に  
ジャンプ

## 平成29年度 啓発事業の内容

### 県内農山漁村の魅力発信ツアー

県内の魅力ある農山漁村地域を巡るツアーを実施。県民にPRすることで世界農業遺産認定に向けて共に連携する仕組みをつくる。

ツアー企画には、県内の大学生などにも参画してもらい創り上げる。

学生さん  
たちと  
一緒に企  
画を検討



### 出前講座

県内の大学生や農業高校生など次世代を担う若者を対象に「出前講座」を行い、世界農業遺産に向けての取組などに対する周知を図る。



### 若手農林漁業者トークイベント

若手の農林漁業者などとスーパーや農産物直売所などに出向き、トークイベントを行う。

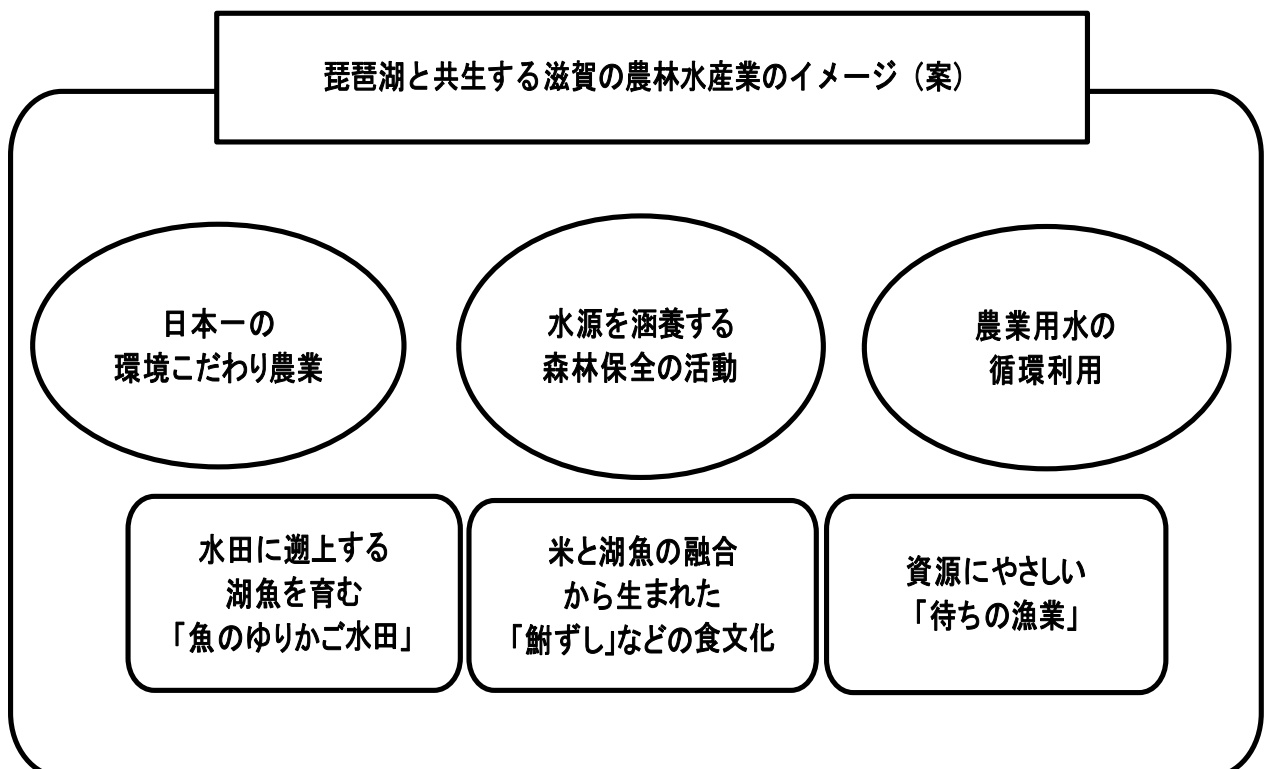
消費者に対して生産者の取組や県内の農林水産物の魅力などを発信する。



## 「世界農業遺産」認定申請にあたってのストーリー（案）

「琵琶湖との共生」のための様々な営みを将来に継承したいとの思いを柱にしつつ、「世界的な独自性」等をアピールできる部分を象徴的な事例として前面に出していく方針。（世界各国からの審査員に与える印象を考慮し、トピックを絞るよう有識者等からこれまで求められているところ。）

<p>将来に継承 したいもの</p>	<p>環境のこと、生きものごと、未来のことを考えながら行う 「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」</p> <p>（具体的取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな生きものを育む水田づくり （魚のゆりかご水田）</li> <li>・資源にやさしい琵琶湖漁業</li> <li>・環境こだわり農業</li> <li>・農業水利（農業用水の循環利用）</li> <li>・「結」の精神</li> <li>・家畜ふん堆肥の活用</li> <li>・森林（水源林）</li> <li>・棚田の保全</li> </ul>
<p>申請書での 説明</p>	<p>世界的独自性等をアピールするため、象徴的な事例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな生きものを育む農業・水田に遡上する湖魚と琵琶湖漁業・食文化（ふなずし等）</li> </ul> <p>を用いながら、これを支える琵琶湖集水域での様々な取組を包含するものとする。</p>





## 「世界農業遺産」プロジェクト推進事業について

### ●魅力ある滋賀のプロモーション映像素材の収集（ストック）

- ・県内の魅力ある農林水産業や伝統・文化・景観等、四季を通じた映像素材を収集
- ・収集した素材は、Facebook により随時発信
- ・平成 29 年度以降に、プロモーション映像として動画製作を予定
- ・世界農業遺産の現地審査、プレゼンテーション時の映像資料としても活用予定

主な収集素材

農業	環境こだわり農業、魚のゆりかご水田、水質保全池、伝統野菜など
水産業	追いさで漁、刺し網漁業、外来魚の駆除など
畜産・林業	飼料稲の収穫、森づくりの取組など
文化・伝統	ふなずし、お祭り（おこない、虫送り）、かばた、おかずとり
景観	棚田、沖島、権座、琵琶湖のヨシ、各地での四季の風景

### ●滋賀の農林水産業の魅力を発信

- ・Facebook を開設し、イベントや滋賀の農林水産業の魅力を写真・動画等で発信（週 2～3 回更新）



環境こだわり農業



追いさで漁



沖島のお母さん



ニゴロブナの放流



虫送り



かばたの風景

### ●シンポジウム・イベントの開催

- ・シンポジウム 2 回、現地視察研修を 1 回開催。計 500 人超の参加者
- ・各講演記録等をまとめた“記録集”を作成し配布し、未参加者へのフォローも実施



キックオフシンポジウム



現地視察（和歌山県）



記録集を作成し、会員等へ配布

## ● 県民の機運を盛り上げるためのアプローチ

- ・ 県内で開催される各種イベント、シンポジウム、大学などで「世界農業遺産」の取組をPR
- ・ マザーレイクフォーラム、地球温暖化フォーラム（草津市主催）、JAまつり等、約40イベントで説明、チラシ配布
- ・ 県庁職員など、びわ湖100kmウォークに参加し、PRとともに自らの機運も盛り上げ



JA収穫祭



山を活かす！山を守る！  
山に暮らす交流会



びわ湖環境ビジネスメッセ



農業機械大展示会



びわ湖100kmウォーク



人・生きものにぎわう農村フォーラム

## ● 「世界農業遺産」の取組の普及・啓発グッズの製作

- ・ 大津合同庁舎に大横断幕の掲出（第1期：H29.3月末まで、H29以降も随時）
- ・ のぼり、ミニのぼり旗（準備会会員を中心に配布し掲出の協力）
- ・ ステッカーの作成（環境こだわり農産物栽培ほ場の看板への貼付用）



大横断幕（JR沿線）



ステッカー



ミニのぼり・のぼり旗

## ● 準備会会員募集と会員への情報発信

- ・ 幹事会員28団体、団体会員50団体、個人会員247名（H29.2月末現在）
- ・ 会員向け会員通信を配信。イベント情報、講演記録、技術レポート等を月2回の頻度で配信

## ● 申請内容の検討

- ・ 申請のストーリーを検討する「世界農業遺産」プロジェクト推進会議の開催（これまで計8回開催）
- ・ 世界農業遺産に関して強い影響力を持つ国連大学や農水省への協議（国連大学2回、農水省3回）
- ・ 県内外の大学や研究機関、GIAHS 専門家会議委員など、計13名への情報収集や意見交換



推進会議



## 環境こだわり農業の総合的調査について

【農政水産部 食のブランド推進課】

世界農業遺産の認定に向けて、その核のひとつとなる環境こだわり農業の維持・拡大に向けて、消費者や生産者等の意識などについて現状把握することを目的とする。

### ●消費者調査

県民の農産物購入時の意識、琵琶湖の環境保全への関心および環境こだわり農産物のニーズや購入可能価格などの調査を行っている。

- ・ 調査地域  
滋賀県全域（各市町から1地点以上抽出）
- ・ 調査対象  
県内に住む満18歳以上の男女3,000人
- ・ 抽出方法  
層化二段階無作為抽出法 地域別（県内7地域）
- ・ 抽出台帳  
選挙人名簿
- ・ 調査方法  
郵送法
- ・ 調査項目  
農産物の購入について  
琵琶湖の環境保全への関心について  
環境こだわり農産物について など

### ●生産者調査

環境こだわり農業に取り組む理由、今後の維持・拡大方針などの調査を行っている。

- ・ 調査対象  
環境こだわり農業に取り組む農業者団体または個人
- ・ 調査項目  
環境こだわり農業への取組理由  
取組内容  
取組による効果（環境保全効果、販売等）  
今後の方針（維持、拡大等）  
農産物の差別化 など

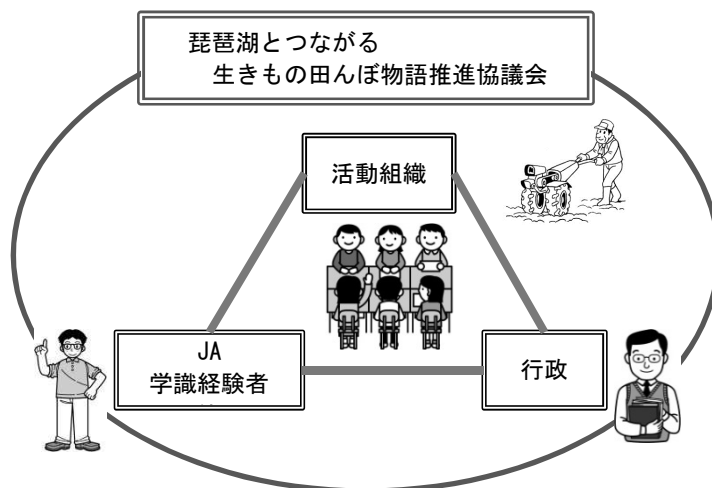
現在、調査結果について、集計、分析中である。

## 琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト

【農政水産部 農村振興課】

### ■琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会の設立（H28.7）

- \* 生きもののに暮らしに配慮した水田である「豊かな生きものを育む水田」の取組を一層拡大することを目的とした任意団体
- \* 会員は、「豊かな生きものを育む水田」に取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている活動組織、または、こうした協議会の趣旨に賛同する流通関係者、企業、学識者等
- \* 今年度の取組内容は以下のとおり
  - ・ 各種イベントでの PR
  - ・ 「魚のゆりかご水田米」の共通米袋パッケージデザインの作成
  - ・ facebook 等による情報発信



### ■啓発資材の作成

- \* 主に、県内の小学生を対象として、「魚のゆりかご水田プロジェクト」の内容や、取組の経緯、取組による効果等について、わかりやすく説明するための DVD を制作



### ■より効果的な取組推進のための調査

- \* 中干し時期や冬場などにも、水田の一部に湛水状態をつくることで生きものの避難場、産卵場を提供する「水田内水路」の効果を確認するため、生きもの調査を実施
- \* 琵琶湖から産卵のために水田に遡上する魚のために水路に設置する魚道について、その効果や遡上に必要となる条件などを確認するため、遡上の実態や魚道の構造について調査

### ■PR 活動の実施

- \* 各種イベント等での取組の紹介
  - ・ 量販店の店頭での PR
  - ・ 県内外での PR イベントへの出展
    - 12/3 エコフェア（ピアザ淡海）、12/8～10 エコプロ 2016（東京ビッグサイト）他
- \* 小学校等への出前授業における啓発
  - ・ 出前授業 17校 延べ 21回、 出前講座 4回

# 滋賀の農業水利システム等変遷調査

【農政水産部 耕地課】

## 1. 目的

本県の農業水利システムは、農業や農村の文化、歴史、さらには循環利用等により自然環境を育んできた貴重な歴史的遺産であるとともに、現在に引き継がれている優良なシステムである。

しかし、本システムの変遷等は体系的にまとめられておらず、このままでは「水不足の克服」や「農地の拡大」といった先人の知恵・苦勞が忘れ去られてしまう恐れがあることから、琵琶湖と共生する農業水利システムを貴重な農業遺産として後世に引き継ぐため、システムの変遷、生活文化等との関わりを調査し取りまとめる。

## 2. 調査期間

平成 29 年 3 月末

## 3. 調査内容

本県の農業水利システムが、古来より琵琶湖と共生し、農村の文化や歴史と密接に関わり、現在にも引き継がれていることを明らかにするため、次の調査を行う。

### (1) 全県調査

本県全体の状況を文献により調査する。

#### ① 農業水利システムの変遷調査

過去から現在に至るまでの農業水利システムの変遷を広く調査する。

#### ② 農業水利システム関連文化調査

農業水利システムと地域の生活文化（言い伝え、行事、祭り、争い等）との関わりや限られた水資源の配分の工夫や繰り返し利用する本県ならではのシステムの歴史を調査する。

### (2) 各地域の詳細調査

地域ごとさらに詳しく調査する。文献調査に加え必要に応じ現地調査や地元への聞き取り調査も実施する。

#### ① 農業水利システムの変遷調査

#### ② 農業水利システム関連文化調査

### (3) 学識経験者との連携

本業務の全般にわたり、学識経験者の助言・提言を受けながら大学と共に実施する。また、琵琶湖博物館とも連携し実施する。

## 4. 取りまとめ事項（PR 冊子）（案）

### (1) 全県的な水利変遷の概要紹介

滋賀の水利年表

#### I. 滋賀県全体の社会と水利の変遷

##### ① 技術の向上と水利

- ・ 稲作伝来と琵琶湖辺の水田
- ・ 鉄器の普及と、湧水、ため池、河川かんがいの広まり

## ②むらの成り立ちと水利

- ・条里制による開発と区画整理
- ・荘園の盛衰と村の成熟
- ・むら同士の水争い

## ③水利の近代化と開発

- ・明治・大正・昭和の近代化
- ・戦後の水利開発

## ④環境保全と自然との共生

- ・水利環境を保全する滋賀独自の取り組み
- ・次世代に向けて進めている現在の取り組み

## II. 滋賀県の農業水利の特色

### ①琵琶湖の水位変動と湖辺のかんがい

- ・琵琶湖の水位と湖水利用の変遷

### ②古来より開発が進んだ河川農業水利

- ・「小さな自然」としての滋賀県の川
- ・近代以降の河川かんがいの発達

### ③補給水として開発が進められた地下水

- ・地下水くみ上げ方法の変遷
- ・今も継続する地下水利用

### ④安定した水利の上に古来より発達した農村のむら社会

- ・中世のむらの成立と変遷
- ・近江の惣村
- ・むらによる水利の維持管理

### ⑤伝統を誇る持続可能な稲作文化

- ・悠紀斎田の御田植
- ・雨乞い信仰と郷祭

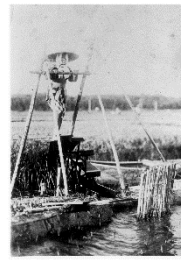
## (2) 県内4地域の水利変遷の紹介（水利マップ含む）

### III. 湖南(大津南部、甲賀)地域の水利

### IV. 湖東(東近江、湖東)地域の水利

### V. 湖北地域の水利

### VI. 湖西地域の水利



蛇車



パーチカルポンプ



現在の渦巻きポンプ



伊吹山奉納太鼓踊

## 5. 現在の進捗状況

- ・文献調査(収集)は終了しており、現在 PR 冊子（報告書）を作成中。
- ・冊子に掲載する写真等の著作権について確認中。
- ・PR 冊子は、全 120 ページ程度になる見込み。

## 6. その他

- ・PR 冊子の活用については、ホームページ等に掲載する予定。
- ・印刷については今後検討。



## 「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会規約

(名称)

第1条 この会は、「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会（以下「準備会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備会は、県民、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など多様な主体が連携のもと、「世界農業遺産」の認定に向けた取組の推進や、強い農林水産業づくりと活力ある地域づくりに向けて、「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立するため、必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 琵琶湖と共生する本県ならではの取組や地域資源等に関する情報交換
- (2) 「世界農業遺産」の取組を広く県民運動として盛り上げるための情報発信
- (3) 世界農業遺産認定申請書および活用・保全計画（アクションプラン）の検討
- (4) 協議会設立に向けた調整等
- (5) 認定取得後の活用方策に関する検討
- (6) その他必要な取組

(会員)

第4条 準備会は、設置の趣旨に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) グループ、個人
  - (2) 民間団体、企業
  - (3) 大学、研究機関
  - (4) 地方公共団体
- 2 準備会の趣旨に賛同する者は、会長が定める申込書にて事務局へ届け出ることにより、会員となることができる。

(退会)

第5条 全ての会員は、準備会事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(役員)

第6条 準備会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名
- (2) 幹事30名以内

(役員の仕事)

第7条 会長は、準備会を代表し、準備会の業務を統括する。

- 2 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 役員は、幹事会を構成し、第10条に定めるところにより、その職務を行う。

(役員を選任)

第8条 役員を選任については、次のとおりとする。

- (1) 幹事は、総会において選任する。
- (2) 会長、副会長は、幹事の互選とする。

(総会)

第9条 総会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 世界農業遺産の認定申請に関する事
  - (2) 準備会の事業計画ならびに事業報告に関する事
  - (3) その他準備会の運営に必要な事項
- 2 総会は、会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
  - 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 総会に出席することができない会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は、出席したものとみなす。
  - 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、第3条に掲げる事項に関する企画、運営等を所掌する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 幹事会の議長は、会長とする。
- 4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席がなければ、開会できない。
- 5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 幹事会に出席することができない幹事は、代理人によって議決権を行使し、または、書面で議決に加わることができる。この場合において、当該幹事は、出席したものとみなす。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(会計)

第11条 準備会としての会計は持たない。準備会の運営経費および資料作成等共通経費は、県が負担する。ただし、準備会の活動に係る旅費については、会員本人または会員の所属団体が負担する。

(事務局)

第12条 準備会は、事務局を滋賀県農政水産部農政課に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めのない事項については、幹事会の議決をもって定める。

付 則

この規約は、平成28年9月15日から施行する。

**「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会  
役員名簿**

役 職 名	所 属
会 長	滋賀県農業協同組合中央会 (農業対策部 部長)
副 会 長	滋賀県漁業協同組合連合会 (専務理事)
〃	滋賀県農政水産部農政課長
幹 事	大津市 (農林水産課長)
〃	草津市 (農林水産課長)
〃	守山市 (農政課長)
〃	栗東市 (農林課長)
〃	野洲市 (環境経済部次長)
〃	甲賀市 (農業振興課長)
〃	湖南市 (農林保全課長)
〃	近江八幡市 (産業経済部次長 (兼 農村整備課長))
〃	東近江市 (産業振興部管理監)
〃	日野町 (農林課長)
〃	竜王町 (農業振興課長)
〃	彦根市 (農林水産課長)
〃	愛荘町 (農林振興課長)
〃	豊郷町 (産業振興課長)
〃	甲良町 (産業課長)
〃	多賀町 (産業環境課長)
〃	長浜市 (農政課長)
〃	米原市 (経済環境部次長 (兼 農政課長))
〃	高島市 (農林水産部次長 (兼 農業政策課長))
〃	滋賀県土地改良事業団体連合会 (事務局長)
〃	滋賀県森林組合連合会 (代表理事副会長)
〃	滋賀県畜産振興協会 (常務理事)
〃	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (事務局長)
〃	滋賀県青年農業者クラブ連絡協議会 (会長)
〃	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会 (会長)
〃	滋賀県琵琶湖環境部技監 森林政策課長事務取扱